

処理施設の敷地の位置

設置者	敷地の位置	敷地面積	備考
株式会社タケエイ 代表取締役 阿部 光男	市原市八幡海岸通 1 番 1 の一部	35,710.47 m ²	工業専用地域

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

(理由)

本敷地は、JR 内房線八幡宿駅から北西に約 3 キロメートル離れた位置にあり、工業専用地域に位置している。

施設は幅員 9～12 メートルの私道に接しており、幅員 22 メートルの市道 3372 号線及び県道市原埠頭線を経由し、幅員 27 メートルの国道 16 号に繋がっているため、車両の通行に支障がなく、都市計画上支障がないと認められる。

計画概要書

1 施設の種類 産業廃棄物処理施設

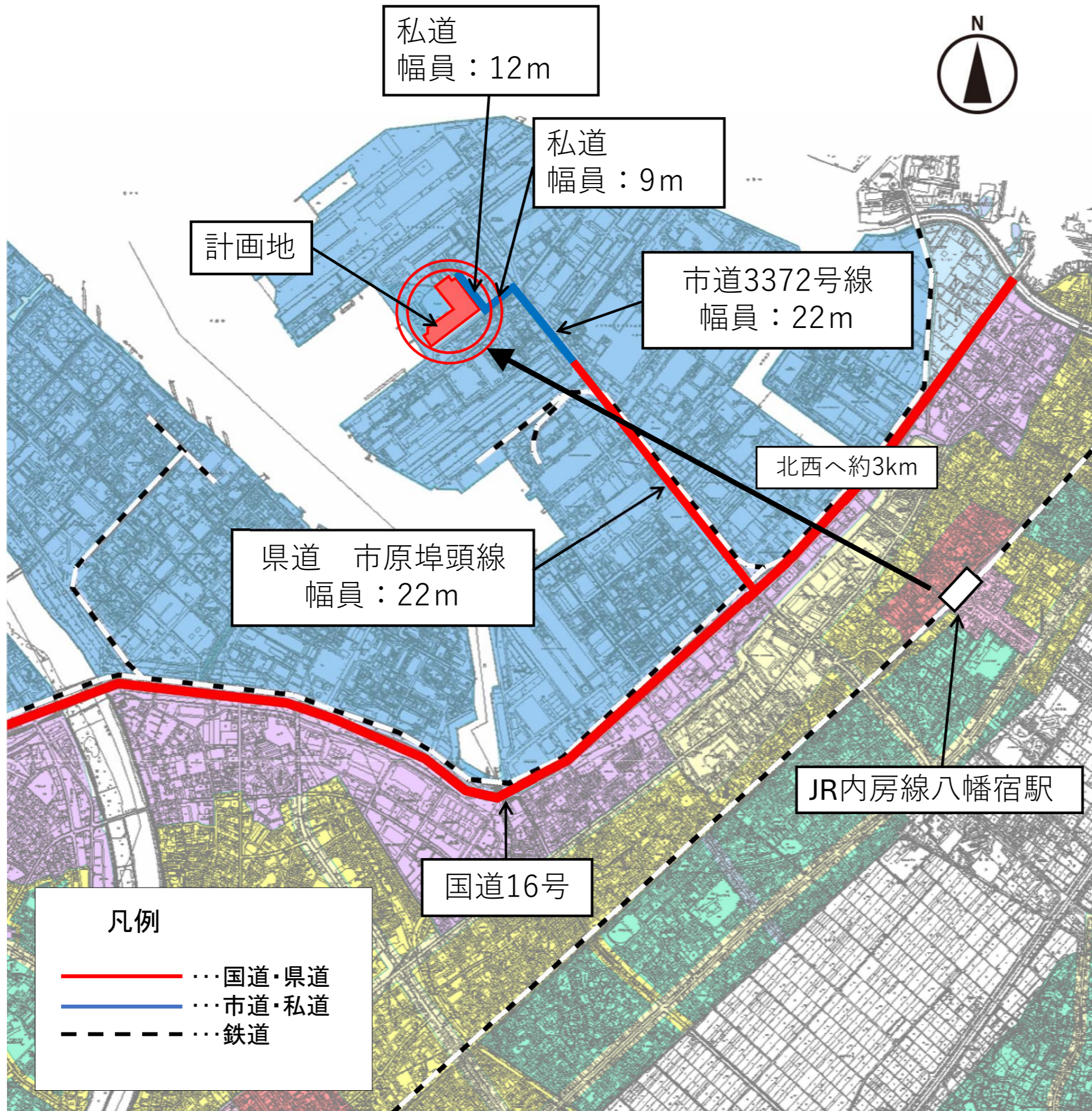
2 施設の処理能力

《新設》

破砕施設：7基	廃プラスチック類	1,472.64 t/日
	木くず	2,214.24 t/日
	がれき類	1,453.68 t/日

3 建築物 新築 7 棟

位置図 1 : 25,000



凡		例	
区分	表示	容積率 (%)	面積 ハクター
都市計画区域	—	—	約25,623
市街化区域	—	—	約6,131
市街化調整区域	—	100/60	約19,492
用途	第一種低層住居専用地域	50/30	約395
	第二種低層住居専用地域	100/50	約1,479
	第一種中高層住居専用地域	100/60	約14
	第二種中高層住居専用地域	200/60	約366
	第一種住居地域	200/60	約19
	第二種住居地域	200/60	約763
地域	近隣商業地域	200/80	約229
	商業地域	400/80	約130
	準工業地域	200/60	約73
	工業地域	200/60	約609
	工業専用地域	200/60	約79
	特別工業地区	—	約1,975
地区	第一種高度地区	—	約(260)
	第二種高度地区	—	約929
	準防火地域	—	約401
	駐車場整備地区	—	約158
	生産緑地地区	—	約41.2
	臨港地区	—	約21.3
都市施設	都市計画道路	—	約4.7
	都市計画公園	—	—
	その他の都市施設	—	—
その他	土地区画整理事業	(区)	約1,606.8
	地区計画	(地)	約994.0

凡例

— (Red)	… 国道・県道
— (Blue)	… 市道・私道
— (Dashed)	… 鉄道

計画図 1 : 3,000



工業専用地域

計画地

私道
幅員：12m

市道3372号線
幅員：22m

私道
幅員：9m

県道 市原埠頭線
幅員：22m

凡例



県道



市道・私道



搬入車両



搬出車両

第203回千葉県都市計画審議会「第3号議案」概要

建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設
(産業廃棄物処理施設)の敷地の位置(市原市)について

1 施設の概要

設置者	株式会社タケエイ 代表取締役 阿部 光男		
敷地面積	35,710.47 m ²	前面道路幅員	12m
計画地内の 処理施設	許可対象施設(産廃)		
	新設: 破碎施設(7基)		

2 審査指標

敷地の位置の適格性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び市の都市計画上支障がない。 ・ 申請地は工業専用地域に位置している。 ・ 近傍に既決定の都市施設はない。 ・ 敷地境界から100m以内に学校、病院等がない。
搬出入計画の妥当性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な搬出入経路は、幅員9m～12mの私道、幅員22mの市道3372号線及び県道市原埠頭線を経由し、幅員27mの国道16号に繋がっているため、車両の通行に支障がない。 (搬出入車両は1日あたり最大約576台) ・ 主要な搬出入経路に通学路の指定はない。
施設計画の妥当性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物は建築基準法及び同法に規定される関係法令に適合している。 ・ 廃棄物処理法に基づき、施設の処理能力の算定が行われ、廃棄物等の保管施設、処理施設、駐車スペースが適切に配置されている。 ・ 敷地周囲には、高さ1.8mのフェンス等を設置し、敷地内に緑地を設けることで、周辺に配慮した施設計画としている。

※環境対策については、生活環境影響調査が実施されており、環境基準を遵守していることを環境部局に確認している。

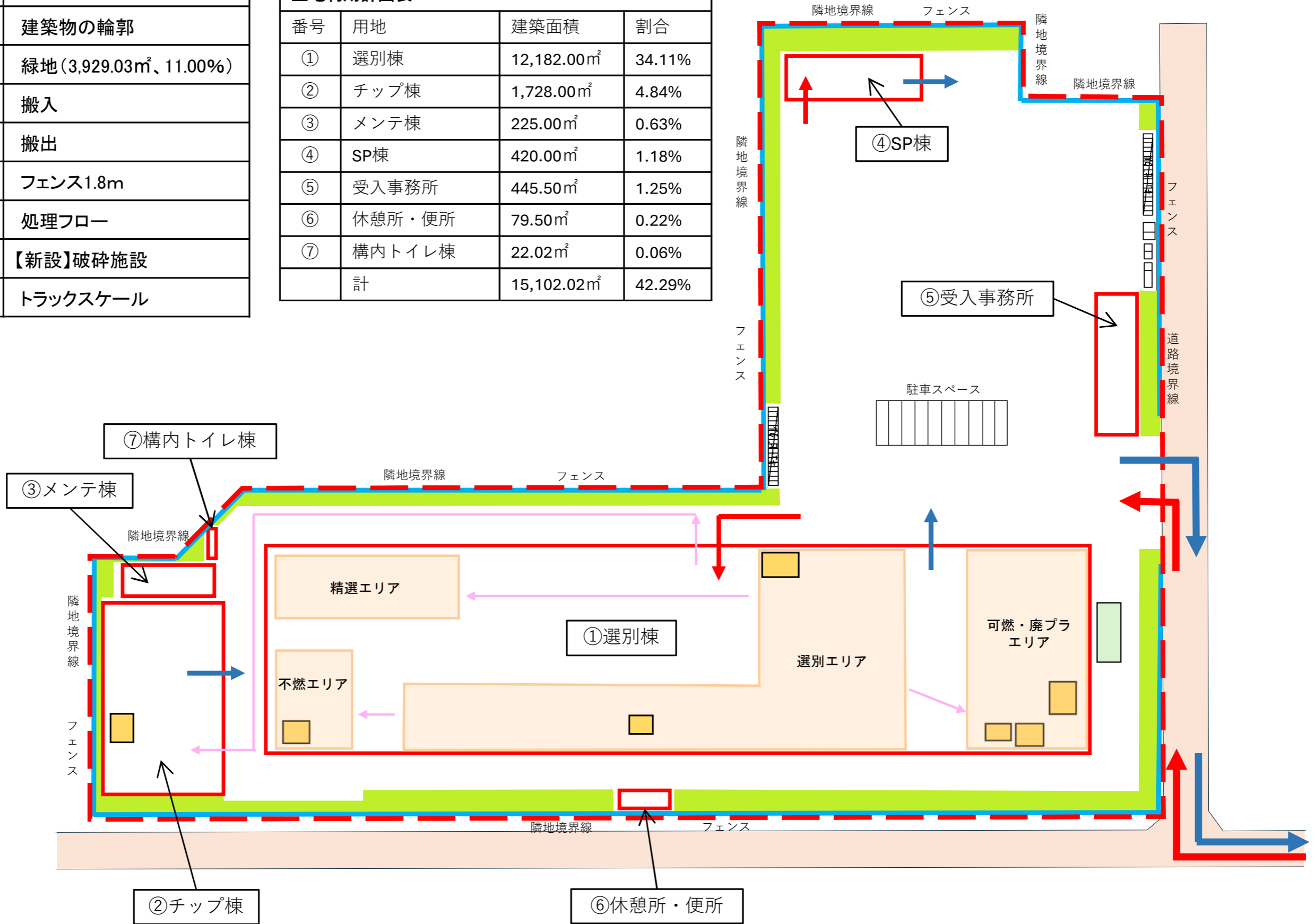


配置図 1 : 1000

【凡例】

	計画地の境界線
	建築物の輪郭
	緑地 (3,929.03㎡、11.00%)
	搬入
	搬出
	フェンス1.8m
	処理フロー
	【新設】破碎施設
	トラックスケール

番号	用地	建築面積	割合
①	選別棟	12,182.00㎡	34.11%
②	チップ棟	1,728.00㎡	4.84%
③	メンテ棟	225.00㎡	0.63%
④	SP棟	420.00㎡	1.18%
⑤	受入事務所	445.50㎡	1.25%
⑥	休憩所・便所	79.50㎡	0.22%
⑦	構内トイレ棟	22.02㎡	0.06%
	計	15,102.02㎡	42.29%



環境関係法令等との適合状況

廃棄物処理法 第15条第3項による 生活環境影響調査項目	関係法令等	左欄の 法令等の 適用の有無	規制基準 との 適合状況	備 考		
大気汚染	大気汚染防止法	無	—	【適用除外の理由】 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設に該当しないため。		
	ダイオキシン類 対策特別措置法	無	—	【適用除外の理由】 特別措置法に基づく「ダイオキシン類」を排出する特定施設に該当しないため。		
	中原市 生活環境保全条 例	無	—	【適用除外の理由】 条例に基づく規制基準の設定なし。		
騒 音	騒音規制法	有	適合	敷地境界における予測値 [施設稼働時間：24時間]		
				時間帯	規制値	予測値
				朝（6～8時）	65dB	46dB
				昼間（8～19時）	70dB	46dB
				夕（19～22時）	65dB	46dB
	夜間（22～6時）	60dB	46dB			
	中原市 生活環境保全条 例	有	適合	敷地境界における予測値 [施設稼働時間：24時間]		
				時間帯	規制値	予測値
朝（6～8時）				65dB	46dB	
昼間（8～19時）				70dB	46dB	
夕（19～22時）				65dB	46dB	
夜間（22～6時）	60dB	46dB				
振 動	振動規制法	有	適合	敷地境界における予測値 [施設稼働時間：24時間]		
				時間帯	規制値	予測値
				昼間（8～19時）	65dB	58dB
				夜間（19～8時）	60dB	57dB
	中原市 生活環境保全条 例	有	適合	敷地境界における予測値 [施設稼働時間：24時間]		
				時間帯	規制値	予測値
				昼間（8～19時）	65dB	58dB
				夜間（19～8時）	60dB	57dB
悪 臭	悪臭防止法	無	—	【適用除外の理由】 腐敗の恐れがある有機物の付着した廃棄物は受け入れないため、悪臭の発生はないものと考えられる。		
	中原市 生活環境保全条 例	無	—			
水質汚濁	水質汚濁防止法	無	—	【適用除外の理由】 法に基づく特定施設に該当しないため。		
	中原市 生活環境保全条 例	無	—	【適用除外の理由】 条例に基づく特定施設に該当しないため。		